

# NewsLetter

## | PATENTS

- 1 .... 韓国の標準特許、世界トップ5入りを達成
- 2 .... 2015年PCT国際出願の動向
- 4 .... 自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願の増加傾向
- 4 .... サムスン電子、VR (Virtual Reality) ビジネス及びA E (Automotive Electronics) 事業を強化する
- 5 .... アップル-サムスンディスプレイ、フレキシブルOLED契約の確定
- 6 .... サムスンが16兆ウォンがかかった「バイオ特許の壁」を正面突破” - 米国のアッヴィを相手に特許無効訴訟
- 7 .... 物質特許に正面から挑戦したが...結果は大量「敗訴」

## | TRADEMARKS

- 8 .... 2015年度商標出願はLG電子が1位、デザイン出願はサムスン電子が1位
- 9 .... ファイザー、登録商標“”に対する登録取消審決の取消訴訟にて最終的に勝

## | GENERAL LAW

- 10 .... 改正商標 - 企業活力向上のための特別法施行
- 11 .... 著作権法改正案国会通過

## | LEE NEWS

- 11 .... ランス・リー弁護士、2016年韓国の国際仲裁及び訴訟分野の最高専門家に剪定

# PATENTS

## PATENTS

### ・韓国の標準特許、世界トップ5入りを達成

世界3大標準化機構[ISO (International Organization for Standardization)、IEC (International Electrotechnical Commission)、ITU (International Telecommunication Union)]に宣言された韓国の標準特許件数(累積)が初めて、ドイツを抜いて世界5位の座に上がり詰めた。韓国特許庁と韓国知識財産戦略院が集計した資料によると、世界3大標準化機構に宣言された標準特許の全体件数は11,107件から12,099件と前年比8.9%増加しており、このうち韓国の標準特許件数は、482件から782件と62.2%増加して全体増加率の約7倍となった。主要国の順位を見ると、米国が1位を維持した

### ・標準化機構別現況

区分		ISO	ISO/IEC/JTC1*	IEC	ITU			計
					ITU-T	ITU-R	小計	
全体の国	件数	580	4,811	763	7,267	678	5,945	12,099
	前年度比増加分	▲12	▲711	▲47	▲216	▲6	▲222	▲992
SONY計	件数	31	524	19	155	53	208	782
	前年度比増加分	-	▲272	-	▲27	▲1	▲28	▲300
割合	件数	(2.1)	(17.3)	(6.6)	(4.3)	(0.9)	(3.9)	(8.9)
	前年度比増加分	-	(107.9)	-	(21.1)	(1.9)	(15.6)	(62.2)

\*ISO/IEC JTC1: ISO/IEC Joint Technical Committee 1

中で、フィンランドがノキアのアルカテル(フランス)の買収により日本を抜いて2位に上がり、フランスは前年比322件減少し、4位にとどまった。全世界の企業・機関別では、フィンランドのノキア(2,466件)が最多の標準特許を宣言した。国内企業・機関の中では、サムスン電子(360件)が世界3位で最も高い順位を記録し、ETRIは研究機関の中で唯一世界10位(210件、国内2位)となり、中小・中堅企業の中では26件の標準特許を宣言したヒューマックスが世界66位(国内4位)に上がった。技術分野別に見ると、これまで世界的にコーディング(3,322件)及びマルチメディア通信(2,984件)分野で最も多くの標準特許が宣言された。韓国は、超伝導体接合、走査型プローブ顕微鏡及び通信セキュリティ分野で世界1位であり、特に超伝導体接合と注射プローブ顕微鏡分野の標準特許は、韓国だけが保有していることが明らかになった。

### ・国別現況(最近3年間)

順位	2013			2014			2015		
	国家	特許数	占有率	国家	特許数	占有率	国家	特許数	占有率
1	アメリカ	2,713	28.5	アメリカ	3,047	27.4	アメリカ	3,101	25.6
2	日本	1,859	19.5	日本	1,972	17.8	フィンランド	2,539	21.0
3	フィンランド	1,401	14.7	フィンランド	1,847	16.6	日本	2,146	17.7
4	フィンランド	1,309	13.8	フランス	1,587	14.3	フランス	1,265	10.4
5	ドイツ	474	5.0	ドイツ	531	4.8	<b>韓国</b>	<b>782</b>	6.4
6	<b>韓国</b>	<b>394</b>	<b>4.1</b>	<b>韓国</b>	<b>482</b>	<b>4.3</b>	ドイツ	554	4.6
7	スウェーデン	276	2.9	スウェーデン	357	3.2	オランダ	359	3.0
8	オランダ	238	2.5	オランダ	327	2.9	スウェーデン	357	3.0
9	オランダ	189	2.0	イギリス	203	1.8	イギリス	204	1.7
10	中国	155	1.6	カナダ	188	1.7	カナダ	293	1.6
その他		512	5.4		566	5.2		599	5.0
計		9,520	100		11,107	100		12,099	100

### ・2015年PCT国際出願の動向

2014年PCT国際出願では、米国及び欧州の主要国の出願件数は減少したか、または大きな変化がないのに対し、韓国を含むアジアの主要国の出願は、大幅な成長を維持したことが分かった。

韓国特許庁では、世界知的所有権機関(WIPO)の発表資料を分析した結果、2015年のPCT国際出願は、2014年度に比べて1.7%増加した218,000件(暫定値)が出願された。国別は、米国1位(57,385)、日本2位(44,235)、中国3位(29,846)、ドイツ4位(18,072)、韓国5位(14,626)の順に集計された。

2015年度多出願国のランキングは、前年と

比較して変動がないが、2014年に比べて出願増加率の面から見ると、韓国、中国、日本の増加傾向が目立つ。

米国は2014年に比べて6.7%減少し、ドイツ及び6位のフランスもそれぞれ0.5%、2.6%の増加にとどまった。一方、2014年に比べて中国の出願増加率は16.8%に達し、韓国も11.5%に達する二桁成長を見せた。日本は4.4%増で二国に及ばないものの、米国、ドイツに比べては高い増加率を見せた。

PCT国際出願でアジア3強は年々出願が増加する傾向にある。実際に2013年度に37.9%を占めていた韓・中・日のPCT国際出願の割合は、2年間持続的に増加して2015年に40.7%に上昇した(韓国は6.1%から6.7%に拡大)。

# PATENTS

## ・2015年PCT国際出願の上位10位の出願国

順位	国名	出願件数	前年度比増減率(%)
1	アメリカ	57,385	-6.7
2	日本	44,235	4.4
3	中国	29,846	16.8
4	ドイツ	18,072	0.5
5	韓国	14,626	11.5
6	フランス	8,476	2.6
7	イギリス	5,313	0.8
8	オランダ	4,357	3.6
9	スイス	4,280	4.4
10	スウェーデン	3,858	-1.4

※ WIPO 暫定値であり確定統計は6, 7月頃 WIPOから発表する予定

## ・2015年PCT国際出願の上位10位の出願企業

順位	出願企業の名称	国家	出願(件)
1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD	中国	3,898
2	QUALCOMM INCORPORATED	アメリカ	2,442
3	ZTE CORPORATION	中国	2,155
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD	韓国	1,683
5	MITSUBISHI ELECTRONICS	日本	1,593
6	ERICSSON	スウェーデン	1,481
7	L G ELECTRONICS INC.	韓国	1,457
8	SONY CORPORATION	日本	1,381
9	PHILIPS ELECTRONICS	オランダ	1,378
10	HEWLETT-PACKARD	アメリカ	1,310
11	SIMENS	アメリカ	1,292
12	INTEL CORPORATION	アメリカ	1,250
13	ROBERT BOSCH CORPORATION	ドイツ	1,247
14	BOE TECHNOLOGY GROUP	中国	1,227
15	TOYOTA	日本	1,214

# PATENTS

## ・自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願の増加傾向

自動車のフロントガラスに速度、ナビゲーションの案内などの走行情報を表示する装置をヘッドアップディスプレイ (HUD、Head-Up Display) という。

韓国特許庁によると、過去10年(2006~2015年)間の自動車ヘッドアップディスプレイに関する特許出願は計504件と、活発に行われている。

しかし、最近では、車のフロントガラスに透明ディスプレイを設置し、前方カメラ、GPSと各種センサーと連動して走行情報を直接表示する方式が導入されている。

※ 多出願人順位

順位	出願人	件数	順位	出願人	件数
1	現代自動車	53	6	サンゴバンガラス(フランス)	19
2	現代オートロン	33	7	エスエル株式会社	16
3	L G 電子	28	8	グーグル(美)	11
4	デンソー(日)	22	9	ジョンソンコントロールズ(ドイツ)	9
5	現代モビス	19	10	3M(美)	9

## ・サムスン電子、VR (Virtual Reality) ビジネス及びAE (Automotive Electronics) 事業を強化する

### 1. 核心産業であるVirtual Reality

主要出願人としては、現代自動車が53で最も多く、現代オートロン(33件)、L G 電子(28件)、デンソー(日本、22件)の順となった。

一方、出願主体別にみると、韓国人が303件(60.1%)、外国人が201件(39.9%)を占めており、韓国人の中では、大企業(164件、32.5%)、中小企業(81件、16.1%)、個人(31件、6.2%)の順で多く出願することが調査された。

細部技術別に見ると、ヘッドアップディスプレイ構造及び配置関連技術(172件、34.1%)、光学技術(132件、26.2%)、走行環境認識技術(71件、14.1%)等が多く出願された。

### (VR) 生態系の構築

サムスン電子は、成長停滞状態であるスマートフォンをつなぐ次世代の主力産業としてVRを指名し力を集中することにした。サムスン電子のVR機器は、成長の勢いが折れたスマートフォン事業の危機を克服する尖兵である。サムスン電子

# PATENTS

は昨年オキュラスとの提携により、「ギアVR」の普及型モデルを発売し、旋風を巻き起こした。ハードウェアを先取りしたサムスン電子は、コンテンツとプラットフォームまで網羅するVR生態系のスケッチを描いている。グюнモ専務は「VR産業を活性化するためには、撮影技術とハードウェア、コンテンツとプラットフォームにつながるエコシステムが必要である」とし「幅広いパートナーシップを介してVR生態系を構築する」と明らかにした。サムスン電子は、2016年2月22日にスペインのバルセロナで開催したMWC 2016ではVR戦略と新しい機器を公開したことがあり、コンテンツを確保するために、米国などのVRコンテンツ及びプラットフォーム製作社への投資を増やしている。

## 2. Automotive Electronics (AE) 事業のはじめの一步は、カメラセンサーの開発

サムスン電子が電装 (Automotive Electronics) 事業の第一のプロジェクトとして自動車用カメラセンサーの開発に乗り出す。カメラのセンサーは、自律走行車の核心である先端運転者補助システム (ADAS) に不可欠な部品である。2016年3月1日、業界によると、2015年12月に初めて設定されたサムスン電子の電装事業チームは、最近3ヶ月間事業推進の方向に関する研究を終え、第一の事業として、カメラセンサーを開発している。CMOS Image Sen

sor (CIS) とレンズなどからなるカメラセンサーは、自律走行車に必須的である。サムスン電子は、システムLSI (LSI: Large Scale Integrated Circuit) 事業部のCIS技術と過去のデジタルイメージング事業部のカメラ技術を組み合わせ、競争力の高い製品を開発することができるかと判断する。電装事業チームは、カメラを生産していた中国の天津工場やベトナムに新たに工場を建て、カメラセンサーを大量生産する案も推進中であると報じられた。

## ・アップル-サムスンディスプレイ、フレキシブルOLED契約の確定

サムスンディスプレイがアップルにiPhone用のフレキシブルOrganic Light Emitting Diode (OLED) を供給する。アップルは、サムスンに3年間の供給権を確保してくれたと報じられた。サムスンディスプレイは、LTPS LCDでフレキシブルOLEDに変わるアップルのiPhone用パネルの供給市場で最も多くの物量を確保する1次サプライヤになる。

今回の契約に基づいて、サムスンディスプレイは忠南牙山湯井にある7世代LCDの量産ラインをOLEDに切り替えるなど、生産規模を増産する大規模な投資を断行する計画だ。これにより、業界では、サムスンディスプレイが月8万台から最大12万台のOLEDパネルの量産能

力を確保するものと予想している。

供給開始時期は、2017年5月が有力であり、供給量は13.97cm (5.5インチ) パネルを中心に1億台の水準である。市場調査会社HISによると、今年のディスプレイ市場でOLEDパネルが占める割合は36.9%であるが、2018年には46.9%まで増える見込みである。

一方、これまでアップルはLGディスプレイと日本のシャープなどからiPhone用LCDパネルを納品されてきたため、これら企業が受ける打撃も大きいと予想される。一方、サムスンディスプレイは、アップルとの契約締結により、これまでサムスン電子に過度に依存してきた売上高の割合 (56%) を大きく下げることができるようになった。

## ・サムスン"1兆ウォンがかかった「バイオ特許の壁」を正面突破" - 米国のアッヴィを相手に特許無効訴訟

サムスンバイオエピスは世界1位の医薬品「ヒュミラ」について、米国のバイオ製薬会社アッヴィを相手に特許無効訴訟を提起した。

ヒュミラは昨年、約1兆ウォンが売れた世界売上1位の医薬品である。昨年アッヴィ全体の売上高の61%程度がヒュミラの一つの項目から出てきた。このような理由でアッヴィは、これまでシミラーメーカーの市場参入を阻止するための特許延長の戦略を駆使してきた。ヒュミラのヨーロ

# PATENTS

パ内の物質特許は2018年終わる予定だった。しかし、アッヴィは最近適応症と投与方法まで特許として登録し、特許終了時点を2022年まで延長した。

サムスンバイオエピスがアッヴィを最初の特許無効訴訟の対象としたことは、今後オリジナル医薬品開発会社との積極的な特許訴訟を厭わないという意志を明らかにしたという分析だ。

コハンスン、サムスンバイオエピスの代表は、「オリジナル医薬品開発会社が満了を控えた抗体医薬品の特許期間を延長する方法で特許の障壁を築き、後発者の市場参入を阻止しようとしている」とし「攻勢的な特許訴訟で突破する」と強調した。

また、サムスンバイオエピスはヒュミラバイオシミラー3相を仕上げるなど、開発において競争相手よりも先立って行って、市場参入のためには訴訟が避けられない側面があり、

2012年のバイオシミラーの開発に参入してから4年ぶりに2つの製品の欧州承認を通過するなど、短期間に蓄積した技術力に対する自信があることも、今回の特許訴訟を起こした背景だというのが業界の分析だ。

現在、サムスンバイオエピスが開発中である5つのバイオシミラーのうち、4つの製品のオリジナル医薬品の特許が米国またはヨーロッパではまだ有効である。これら特許を無力化しないと、市場への参入も断言することが容易ではない。バイオシミラーの開発会社として積極的に特許無効訴訟で対抗するしかない状況である。

# PATENTS

主要抗体医薬品の特許が終わるか

(単位：億ドル)

製品	開発社	* 売出	特許満了	国内のバイオシミラー開発社
ヒュミラ	アッヴィ	129	米国—2016年、 欧州—2018年	サムスンバイオエピス、LG生命科学
エンブレル	ファイザー アムジェン	89	米国—2029年、 欧州—特許満了	サムスンバイオエピス、セルトリオン、LG生命科学
レミケード	J & J MSD	88	米国—2018年、 欧州—特許満了	セルトリオン、サムスンバイオエピス
ランタス	サノフィ	84	特許満了	サムスンバイオエピス
ハーセプチン	ロシュ	69	米国—2019年、 欧州—特許満了	セルトリオン、サムスンバイオエピス

\* 2014年

専門家たちは、「特許満了後、バイオシミラーが出ると、価格が50～70%台に落ちるので、オリジナル医薬品開発会社とバイオシミラー開発会社間の特許紛争が避けられない側面がある」とし「各国の政府が健康保険財政安定化のために実施しているバイオシミラー優遇政策が特許訴訟においても一定部分影響するだろう」と予想した。

政府は今年、将来有望な医薬品の製品化と海外進出に対するサポートを拡大する方針を明らかにした。

4月26日、食品医薬品安全処の食品医薬品安全評価院は「2016年一次バイオ医薬品の許可審査会」で、政府がバイオ産業の育成のために「7月まで生物医薬品民願会議を公式化する許可審査手続きのガイドラインを設け、施行に乗り出す計画であり、具体的に、補完審査会議を最大80日以内に、許可関連の会議を最大100日以内に、計2回定例化でき

るように集中したい」と明らかにし、「食薬処の領域である細胞治療剤の許可と保健福祉部所管の新医療技術の評価を同時進行する連携事業の方案を12月公開する予定だ」と明らかにした。

## ・物質特許に正面から挑戦したが... 結果は大量「敗訴」

国内の製薬会社が特許訴訟で次々敗訴した。国内製薬会社は、イジトール（エゼチミブ）、フォーシガ（ダパグリフロジン）、プラダクサ（ダビガトランエテキシレート）物質特許とスーグラ（イフラグリフロジン）結晶形特許に挑戦したが、4月22日、すべて失敗に終わった。

特許審判院は4月22日MSD社の高脂血症治療剤「イジトール」物質特許を回避するための消極的権利範囲確認審判でデウン製薬、ハンドク、アルボジェンコリアの請求を棄却した。物質特許は4月29日満了するが、3社は4

# TRADEMARKS

月1日、後発薬物を電撃的に発売し消極的権利範囲確認審判に突入した。これに対して、特許権者のMSDが3社に対して特許侵害販売禁止仮処分申請をしたが、4月26日ソウル中央地方法院はこれもまた却下した。しかし、特許の有効期限までわずか3日しか残っていないため仮処分の実益は大きくない状況であった。

S-G-L-T系列の糖尿病新薬「フォーシガ」物質特許に対する存続期間延長登録無効審判では、15社の請求が棄却された。敗訴した製薬会社は、韓国ユナイテッド製薬、シンイル製薬、サムジン製薬、東亜ST、キョンドン製薬、JW中外製薬、ドンファ薬品、ジョングンダン、韓国バイオケム製薬、デウォン製薬、ゼイル薬品、サムチョンダン製薬、イルドン製薬、グクジエ薬品、ハンファ製薬などである。

抗凝固新薬プラダクサ物質特許に対する存続期間延長登録無効審判でも8社が敗訴した。敗訴した製薬会社はデウォン製薬、イドンファーマ、サムジン製薬、サムイル製薬、ジョングンダン、ヒュオンス、ネクスファームコリア、東亜STである。

スーグラ結晶特許に対する存続期間延長登録無効審判では、ハンミ薬品、ヒュオンス、サムチョンダン製薬、サムイル製薬、イントロファームテック、ナビファームが敗訴した。

イジトールは4月29日に特許が満了するため、30日からエゼチミブを活用した同じ成分の単一剤や配合剤の発売開始が可能である。しかし、その他の3つの製品に対しては、今回特

許への挑戦が失敗に終わり、プラダクサは2021年、フォーシガは2023年、それぞれの物質特許が満了するまで後発製薬会社はジェネリック薬物などを発売することができない。スーグラは物質特許が2025年、結晶形特許が2027年満了するので、後発製薬会社の後続薬物の発売まで多くの時間が必要である。

## TRADEMARKS

### ・2015年度の商標出願はLG電子が1位、デザイン出願はサムスン電子が1位

特許庁は、商標・デザイン出願実績上位10社に対する出願現況調査の結果を発表し、商標ではLG電子が、デザインではサムスン電子がそれぞれ1位になったと明らかにした。

2015年に商標を最も多く出願した大企業は2,665件を出願した(株)LG電子であり、(株)LG生活健康、(株)アモーレパシフィックの順に商標出願件数が多かったことがわかった。

中堅企業としては、(株)カカオが462件で最も多く、続いて(株)フォワードベンチャーズ、(株)プルムウォンの順だった。中小企業ではモバイルサービスの「クチャ(coocha)」で有名な(株)エルロモバイルが758件で最も多く、(株)スタービジョン、(株)ジーエスの順で商標出願が多かった。

一方、外国企業としては130件を出願したアップルが1位を占め、パイフェイスホールディングス、フ

# TRADEMARKS

アーウェイ、ジョンソンアンドジョンソンがこれに続いた。

商標出願と関連して、大企業では(株)LG電子、(株)サムスン電子等の通信分野と、(株)アモーレパシフィック、(株)ザ・フェイスショップ等の化粧品分野が強勢を示しているのに対し、中堅・中小企業では(株)カカオ、(株)エルロモバイルのようなモバイルサービス企業とスキンケア、(株)アトミー等の化粧品企業が多数を占めた。

これは昨年1年間、スマートフォン及び関連サービス、そして化粧品に対する需要を企業が積極的に反映し、新製品研究開発及びマーケティング活動を強化したためと分析される。

2015年にデザインを最もたくさん出願した大企業は、1,230件を出願した(株)サムスン電子であり、これに次いで(株)LG電子、(株)CJ第一精糖の順であったと調査された。

中堅企業でデザイン出願が最も多かったのは(株)コーウェイの73件で、次いで(株)サンヨン自動車、(株)デュウィニアの順であり、中小企業としては(株)ジェイスタイルコリアが304件で最も多く、(株)ラインテックスタイル、(株)デアンテックスタイルの順だった。

一方、外国企業としては248件を出願したナイキが1位、次いでアップル、マイクロソフトの順だった。

デザイン出願に関しては、大企業では(株)サムスン電子、(株)LG電子のような通信分野と、(株)現代自動車、(株)起亜自動車等の自動車分野が強勢を示した反面、中堅企業では(株)コー

ウェイ、(株)デュウィニア等の生活家電企業が、中小企業では(株)ジェイスタイルコリアや(株)ラインテックスタイル等のファッション企業が多数を占めた。

大企業と中堅企業の場合、主にTV、スマートフォン等の電子製品と、浄水器、エアコンのような生活家電に、中小企業は主に衣類、宝石等の新規デザイン出願に力を入れたためと分析される。特許庁のチェ・キュワン商標デザイン審査局長は、「商標・デザイン出願の流れを導いている企業の出願同行を随時把握し、周期的な懇談会等を通して企業と現場の疎通を強化していく」と明らかにした。

## ・ファイザー、登録商標“”に対する登録取消審決取消訴訟にて最終的に勝訴

ファイザープロダクツインク.社(以下‘Pfizer社’)の登録商標“”に対する登録取消審決取消訴訟にて、Pfizer社が最終的に勝訴した(特許法院 2016.01.15. 宣告 2015허5364)。

事件の経緯をみると、ハンミ薬品は Pfizer 社の立体登録商標“”(以下“本件登録商標”)が、審判請求日前に続けて3年以上国内で使用されなかったため、その登録が取り消されなければならないと主張して、本件登録商標に対する不使用取消審判を請求した。これに対し特許審判院は、Pfizer 社の実使用商標“”は、登録商標に“Pfizer”

や“VGR”のような文字を彫りこんだ商標で、製品表面の文字部分により本件登録商標の同一性範囲内で使用される商標とは見なせないと判断した。これに対し Pfizer 社が提起した審決取消訴訟にて、特許法院は本件審決を取消し差し戻した。

特許法院では次のような理由で Pfizer 社による実使用商標“”の使用は、登録商標“”の同一性範囲内の使用に該当すると判断した。

(1) 実使用商標には、本件登録商標に“pfizer”や“VGR”のような文字が彫りこまれてはいるが、文字部分にはいずれも別途の色彩処理や特別な図案化なしに、一般的な文字体で彫りこまれているに過ぎない。従って、実使用商標の文字部分は一般需要者や取引者が錠剤自体の立体的形態に関心を払わないほどに強烈な印象の外観を有しているとは言えず、文字部分が立体形状と不可分的に結合されている、又は文字部分の結合により新たな観念を形成している、ということもできない。

(2) 即ち、実使用商標における文字部分が一般需要者や取引者に十分に分離認識される以上、本件登録商標のような立体的形状は、文字部分と区別されその同一性と独立性を維持したまま使用されていると言わねばならない。

# GENERAL LAW

(3) また、上述したように、実使用商標にて本件登録商標に該当する立体的形状が“pfizer”や“VGR”等の文字部分と区別され、同一性及び独立性を維持しながら、その指定商品に使用されている以上、Pfizer 社は最初から本件登録商標を使用する意思がなかったにもかかわらず、本件登録商標の登録を受け、不当に広範囲な独占権を行使しようとしたということもできない。

今回の特許法院の判決に対しハンミ薬品は不服しなかったため、本件判決は確定され Pfizer 社の立体商標登録は維持された。

## GENERAL LAW

### ・改正商法 - 企業活力向上のための特別法施行

企業の引受合併を活性化させる改正商法が2016年3月2日付で施行された。改正商法は、① 三角株式交換・三角分割合併を導入し、企業引受・合併の手段を多様化し、② 簡易営業譲渡制度を導入し、小規模株式の交換要件を緩和して、企業引受・合併の簡易手続を拡大し、③ 企業引受・合併関連規定の整備を通じ、企業の負担を軽減させることを主要内容としている。

今度の商法改正で、三角分割合併が導入されることにより、引受ける会社が引受対象企業の

# LEE NEWS

特定事業部門のみを分離させて合併するとき、引受対象企業の株主に、より価値のある相手方会社の親会社の株式を交付することができるようになり、三角株式交換の導入により、会社が引受対象企業を完全子会社とする包括的株式交換をする場合、引受対象企業の株主に、より価値のある相手方会社の親会社の株式を交付することができるようになった。

また、改正商法は2016年8月13日から施行される‘企業活力向上のための特別法’(以下‘企業活力法’)の特例と結合し、事業再編を進める企業の負担をさらに軽減することが期待される。企業活力法は、過剰供給分野の企業が生産性向上と財務構造の改善目標を設定し、これを達成するための事業再編を推進する場合に特例を提供する内容で、3年と期間を定めて一時的に施行される。企業活力法によれば、主務部署から事業再編計画の承認を受けた企業に対し、合併、分割等の商法上の組織改編手続が簡素化され、公正取引法上の関連規制の猶予期間が延長され、租税特例制限法等により税制支援がなされる。

このような改正商法と、企業活力法の施行により、主要グループの事業再編及び支配構造改編が加速化するものと注目されている。

## ・著作権法改正案、国会通過

著作権法改正案が2016年3月2日、国会本会議を通過し、2016年3月22日に公布された。改正著作権法は公布後6ヶ月の経過期間を経

て、2016年9月23日から施行される予定だ。改正案では、著作権保護センターと韓国著作権委員会の著作権保護機能を統合して韓国著作権保護院を設立することにし、効率的に著作権保護業務を遂行できるようにした。既存の著作権保護業務は韓国著作権委員会と著作権保護センターとが分割して遂行していたため、業務の重複や非効率問題が持続的に提起されてきた。

また、改正案では‘販売用音盤’を‘商業的目的で公表された音盤(商業用音盤)’に修正し、‘音盤’に‘デジタル音盤’が含まれることを明確にした。既存の著作権法は大型売場等の一部営業場所を除いたところでは、著作権者の許可なしに‘販売用音盤’を再生することができるようにしていたが、最近の音楽流通方式の変化により、営業場所における音盤再生時に使用料等を支払うべきか否かに対する混乱が発生したためだ。

また、これまでは音盤を利用する利用者が音楽と関連した4つの著作権団体にそれぞれ使用料を納付するようになっていたが、改正案では4つの団体の使用料等を統合徴収する根拠を設け、利用者の便宜をはかり、権利者と利用者間での葛藤を予防するようにした。

## LEE NEWS

### ・ランス・リー弁護士、2016年韓国の国際仲裁及び訴訟分野最高専門家に選定



リ・インターナショナルのランス・リー弁護士がBusiness Worldwide Legal Awards 2016’にて、2016年韓国の国際仲裁及び訴訟分野最高専門家に選定されました。

※‘Business Worldwide’は、全世界に62,240名以上の読者を擁するグローバル経済貿易専門誌であり、CEO、M&A等の多様な分野でグローバル単位の授賞を行っています。



# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータプログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

